

## 令和6年度 かつらぎ町道の駅E V充電器設置事業仕様書

本仕様書は、かつらぎ町が発注する令和6年度かつらぎ町道の駅E V充電器設置事業を受託する者の業務について、必要な事項を定める。

### 1. 事業名

令和6年度 かつらぎ町道の駅E V充電器設置事業(以下「本事業」という。)

### 2. 事業の目的

かつらぎ町(以下「本町」)では、第5次かつらぎ町長期総合計画においても、緑豊かな自然を次世代に継承していくための保全活動を推進しているところである。

E V充電器を本町の費用負担なしで本町の道の駅に設置することにより、脱炭素社会の実現及びE Vの普及に寄与することを目的とする。

### 3. 対象施設(E V充電器の設置場所)

対象施設については、次の4か所全てに設置するものとする。

- 1 紀の川万葉の里
- 2 かつらぎ西PA上り線
- 3 かつらぎ西PA下り線
- 4 くしがきの里

### 4. E V充電器の種類

急速充電器(50kW以上を想定)

### 5. 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容及び本町と実施事業者の役割分担は、次のとおりとする。なお、選定後、別途本町と締結する協定書において、最終決定する。

かつらぎ町

- (ア)事業全体総括
- (イ)本町ホームページ等による事業の周知

実施事業者

- (ア)充電器本体の設置
- (イ)ブレーカーや証明用電気計器(子メーター)等の購入及び設置
- (ウ)E V 充電器の維持管理

- (エ)町民への充電サービスの提供及び運営
- (オ)利用者への周知
- (カ)使用実態等の各種データの収集及び本町への提供

## 6. 事業費用

E V充電器の設置及び維持管理や充電サービスの運営等に関する費用は、全て実施事業者の負担とする。

## 7. 利用料金及び利用方法

- 適切な利用料金を設定すること。
- 利便性の高い利用システムを構築すること。

## 8. 運営・問い合わせ対応

実施事業者は、利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。

問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに本町への報告を行うとともに、復旧等に適切な措置をとること。

利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

## 9. その他

各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、本町において最終的に判断する。

実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。

実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。

その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本町と協議した上で業務を進めること。